

栃木県公報

平成30(2018)年 9月25日(火) 第3024号

目	次
告	示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正759○生活保護法による指定介護機関の指定767○道路の区域の変更769○道路の供用開始770

告示

栃木県告示第四百九十六号

成三十年度分の補助金等から適用する。補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平

平成三十年九月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

環境森林部の部林業木材産業課の款特用林産物基盤再生事業費補助金の項の次に次のように加える。

助金造林事業補

進を図る。面的機能の維持増 面的機能の維持増 て森林の有する多情を推進し、もつ能に応じた森林整践に応じた森林整

造林事業補 | 民有林の有する機 | 1 森林環境保全整備事業

- 一 森林環境保全直接支援事業
 - ① 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者(森林法 第二条第二項に規定する森林所 有者をいう。以下この項におい て同じ。)、 森林組合等 (森 林組合、生産森林組合及び森林 組合連合会をいう。以下この項 において同じ。)、特定非営利 活動法人等(森林法施行令第十 一条第七号に掲げる者をいう。 以下この項において同じ。)、 森林所有者団体(同条第八号に 掲げるものをいう。以下この項 において同じ。)、森林経営計 **画認定者(森林経営計画(森林** 法第十一条第一項に規定する計 画をいう。以下この頃において 同じ。)を作成し、当該計画に ついて同条第五項の認定を受け た者をいう。以下この項におい て同じ。)、特定間伐等実施者 (特定間伐等促進計画(森林の 間伐等の実施の促進に関する特 別措置法第五条第一項に規定す

る計画をいう。以下この項にお

いて同じ。)に特定間伐等の実 施主体として定められたものを いう。以下この項において同 じ。) 又は施業代行者(森林法 第十条の十一の四第一項の裁定 を受けた者をいう。以下この項 において同じ。) が森林環境保 全整備事業実施要領(平成十四 年三月二十九日付け十三林整整 第八百八十五号林野庁長官通 知) 及び栃木県造林補助事業実 施要領(昭和四十八年八月十八 日付け造林第百十八号林務観光 部長通知)に基づき行う次に掲 げる事業に要する経費

イ 人工造林又は樹下植栽等

 森林経営計画認定者が当 査定額(標準経費 該認定に係る森林経営計画 に基づき行うもの又は特定る方法により求め 間伐等実施者が当該特定間」た経費をいう。 **伐等促進計画に基づき行う | 以下この款におい** 20

(知事が別に定め て同じ。) に事業 ごとの査定係数の 百分の一を乗じて 得た額をいう。以 下この款において 同じ。)の十分の 五・五(公益的機 能別施業森林外針 薬樹植栽(森林法 第 四 条 第 二 項 第 三 1 号の三に規定する 公益的機能別施業 森林以外の森林に おける針葉樹植栽 をいう。以下この 頃において同 じ。) に廃るもの にあつては、十分 の四)以内 査定額の十分の四

田の以外のもの

ロ 下刈り又は倒木起こし 所 森林経営計画認定者が当 査定額の十分の四 該認定に係る森林経営計画 に基づき行うもの又は特定一施した森林に植栽 間伐等実施者が当該特定間 した針葉樹に係る 伐等促進計画に基づき行う 下刈りにあって 200

(新たに皆伐を実 は、十分の五)以 $\overline{\mathbb{K}}$

以内

平成30 (2018) 年 9 月25日 火曜日 栃木県公報 円 万以外のもの 査定額の十分の四 以为 ハ枝打ち 査定額の十分の四 森林経営計画認定者が当該一以内 認定に係る森林経営計画に基 づき行うもの又は特定間伐等 実施者が当該特定間伐等促進 計画に基づき行うもの ニ 除伐又は保育間伐 査定額の十分の四 森林経営計画認定者が当該一以内 認定に係る森林経営計画に基 づき行うもの、特定間伐等実 施者が当該特定間伐等促進計 面に基づき行うもの又は施業 代行者が要間伐森林(森林法 第十条の十第二項に規定する ものをいう。以下この項にお いて同じ。) において実施す 2000 ホ 間伐又は更新伐 査定額の十分の四 森林経営計画認定者が当該一以内 認定に係る森林経営計画に基 づき行うもの、特定間伐等実 施者が当該特定間伐等促進計 面に基づき行うもの又は施業 代行者が要間伐森林において 実施するもの(知事が別に定 める要件を満たすものに限 №°) 〈 付帯施設等整備 **査定額の十分の五** 以内 ト イからへまでに掲げる事業 査定額の十分の であって、二十一世紀型先進一四・三(イ例に掲 林業地総合整備資金制度実施一げる事業(公益的 要綱(平成六年八月十五日付一幾能別施業森林外 け六林野企第百二十五号農林 | 針葉樹植栽に係る 水産事務次官通知)に基づき ものを除く。)に 森林整備活性化資金の貸付け、係るものにあって を受けて行うもの は十分の五・八又 はへに掲げる事業 に係るものにあっ ては十分の五・ 三) 以内 ② 環境の森機能強化事業 標準経費の十分の一市町村、森林 市町村、森林組合等又は特定一十以内

非営利活動法人等であつて、森

林経営計画認定者又は特定間伐

等実施者であるもの(市町村に

あつては森林所有者と、市町村

以外の事業主体にあっては市町

組合等及び特 定非営利活動 法人等であっ て、森林経営 計画認定者又 は特定間伐等

実施者である

村及び森林所有者と森林整備に 関する協定を締結したものに限 る。)が森林環境保全整備事業 実施要領及び栃木県造林補助事 業実施要領に基づき行う人工造 林、下刈り又は付帯施設等整備 (事業主体が自ら所有する民有 林で行うものを除く。)に要す る経費

別 花粉発生源対策促進事業

市町村、森林所有者、森林組 合等、特定非営利活動法人等、 森林所有者団体、森林経営計画 認定者、特定間伐等実施者又は 施業代行者が森林環境保全整備 事業実施要領及び栃木県造林補 助事業実施要領に基づき行う人 工造林又は樹下植栽等に要する 経費

イ 森林経営計画認定者が当該 標準経費の十分の 認定に係る森林経営計画に基一十(公益的機能別 づき行うもの又は特定間伐等 施業森林外針薬樹 実施者が当該特定間**火等促進** | 植栽に係るものに 計画に基づき行うもの

ロイ以外のもの

4 侵入竹対策事業

市町村、森林所有者、森林組 合等、特定非営利店動法人等又 は森林所有者団体であつて、森 林経宮計画認定者、特定間伐等 実施者又は施業代行者であるも のが森林環境保全整備事業実施 要領及び栃木県造林補助事業実 施要領に基づき行う次に掲げる 事業に要する経費 イ 広葉樹林誘導型 人工造 標準経費の十分の 施業代行者で 林、下刈り又は更新伐 ロ 経営林誘導型 除伐、保育 査定額の十分の四 間伐又は間伐

もの(市町村 にあっては森 林所有者と、 市町村以外の 事業主体にあ つては市町村 及び森林所有 者と森林整備 に関する協定 を締結したも のに限る。) 市町村、森林 所有者、森林 組合等、特定 非営利活動法 人等、森林所 有者団体、森 林経宮計画認 定者、特定間 伐等実施者及 び施業代行者

あつては、査定額 の十分の四、新た に皆伐を完了した 森林に植栽する人 工造林にあつて は、査定額の十分 の五・五) 以内 査定額の十分の四 以为

> 市町村、森林 所有者、森林 組合等、特定 非営利活動法 人等及び森林 所有者団体で あつて、森林 経営計画認定 者、特定間伐 等実施者又は あるもの

十以内 以内

市町村、森林

① 環境林整備事業

① 公的森林整備

市町村、森林組合等又は特定 非営利活動法人等(市町村にあ つては森林所有者と、市町村以 外の事業主体にあっては市町村 及び森林所有者と森林整備に関 する協定を締結したものに限 る。)が森林環境保全整備事業 実施要領及び栃木県造林補助事 業実施要領に基づき行う次に掲 げる事業(事業主体が自ら所有 する民有林で行うものを除 く。) に要する経費

イ 人工造林又は樹下植栽等

ロ 下刈り、倒木起こし、枝打 査定額の十分の四 ち、除伐、保育間伐、間伐又 は更新伐

ハ 付帯施設等整備

② 環境の森機能強化事業

市町村、森林組合等又は特定一十以内 非営利活動法人等であつて、森 林経営計画認定者又は特定間伐 **等実施者であるもの(市町村に** あつては森林所有者と、市町村 以外の事業主体にあっては市町 村及び森林所有者と森林整備に 関する協定を締結したものに限 る。)が森林環境保全整備事業 実施要領及び栃木県造林補助事 業実施要領に基づき行う人工造 林、下刈り又は付帯施設等整備 (事業主体が自ら所有する民有 林で行うものを除く。)に要す る経費

○ 花粉発生源対策促進事業 市町村、森林組合等又は特定一十(新たに皆伐を 非営利活動法人等(市町村にあ | 完了した森林に植 | 定非営利活動 つては森林所有者と、市町村以一栽する人工造林に 外の事業主体にあっては市町村 | あっては、 査定額 | 村にあっては 及び森林所有者と森林整備に関一の十分の五・五) する協定を締結したものに限 以内 る。)が森林環境保全整備事業 実施要領及び栃木県造林補助事 業実施要領に基づき行う人工造

査定額の十分の たものに限 五・五以内

査定額の十分の五 以内 標準経費の十分の「市町村、森林

組合等及び特 定非営利活動 法人等(市町 村にあつては 森林听有者 と、市町村以 外の事業主体 にあつては市 町村及び森林 所有者と森林 整備に関する 協定を筛結し 16°)

組合等及び特 定非営利活動 法人等であつ て、森林経営 計画認定者又 は特定間伐等 実施者である もの(市町村 にあっては森 事業主体にあ つては市町村 及び森林所有 者と森林整備 に関する協定 を締結したも 森林所有者

林所有者と、 市町村以外の のに限る。) **標準経費の十分の | 市町村、森林** 組合等及び特 法人等(市町

と、市町村以

外の事業主体

にあっては市

町村及び森林

林又は樹下植栽等(事業主体が 自ら所有する民有林で行うもの を除く。)に要する経費

4 侵入竹対策事業

市町村、森林組合等又は特定 非営利活動法人等(市町村にあ つては森林所有者と、市町村以 外の事業主体にあっては市町 村及び森林所有者と森林整備に 関する協定を締結したものに限 る。)が森林環境保全整備事業 実施要領及び栃木具造林補助事 業実施要領に基づき行う次に掲 げる事業(事業主体が自ら所有 する民有林で行うものを除 く。)に要する経費

イ 広葉樹林誘導型 人工造 標準経費の十分の る。) 株、下刈り又は更新伐

ロ 経営林誘導型 除伐、保育 査定額の十分の四 間伐又は間伐

⑤ 被害森林整備

市町村、森林組合等、特定非 営利活動法人等又は森林経営計 面認定者(市町村にあっては森 林所有者と、市町村以外の事業 主体にあっては市町村及び森林 所有者と森林整備に関する協定 を締結したものに限る。)が森 林環境保全整備事業実施要領及 び栃木県造林補助事業実施要領 に基づき行う次に掲げる事業 (市町村以外の事業主体が自ら 所有する民有林で行うものを除 く。)に要する経費

イ 人工造林、樹下植栽等又は一査定額の十分の五一締結したもの 付带施設等整備

ロ下刈り、倒木起こし、枝打一査定額の十分の ち、除伐、保育間伐又は更新一四・五以内 伐

(9) 林業獣害対策モデル事業 市町村、森林組合等、特定非 | 五・五以内 営利活動法人等又は森林経営計 面認定者(市町村にあつては森 林所有者と、市町村以外の事業 主体にあっては市町村及び森林 所有者と森林整備に関する協定 を締結したものに限る。)が森 林環境保全整備事業実施要領及

所有者と森林 整備に関する 協定を締結し たものに限 10°)

森林組合等、 特定非営利活 動法人等(市 町村にあって は森林所有者 と、市町村以 外の事業主体 にあっては市 所有者と森林 整備に関する 協定を締結し たものに限

十以为 以内

市町村、森林 組合等、特定 非営利活動法 人等及び森林 经营計画認定 者(市町村に あつては森林 所有者と、市 町村以外の事 業主体にあっ ては市町村及 び森林所有者 と森林整備に 関する協定を に張る。)

以为

査定額の十分の|

市町村、森林 組合等、特定 非営利店動法 人等及び森林 経宮計画認定 者(市町村に あつては森林 所有者と、市 町村以外の事

び栃木県造林補助事業実施要領 に基づき行う森林保全再生整備 (市町村以外の事業主体が自ら 所有する民有林で行うものを除 く。)に要する経費

伊保全松林緊急保護整備

市町村、森林所有者、森林組 合等、森林所有者団体又は森林 経営計画認定者が森林環境保全 整備事業実施要領、栃木県造林 補助事業実施要領及び松くい虫 被害 对策事 業 実 施 要 領 (平 成 九 年四月一日付け九林野造第八十 二号林野庁長官通知) に基づき 行う次に掲げる事業に要する経 貫

保全松林健全化整備

口 松林保護樹林带造成 **②** 人工造林

回 樹下植栽等、下刈り、倒 標準経費の十分の 木起こし、除伐、保育間伐一九以内 又は付常施設等整備

(四) 更新伐

二 農山漁村地域整備事業 1 共生環境整備事業

株林空間総合整備事業

市町村が農山漁村地域整備交 付金実施要領(平成二十二年四 月一日付け二十一生畜第二十四 十五号、二十一農振第二十四百 五十四号、二十一林麴計第三百 三十六号、二十一水港第二十七 百二十四号農林水産省生産局 長、農林水産省農村振興局長、 林野庁長官、水産庁長官通知) 及び栃木県造林補助事業実施要 領に基づき行う次に掲げる事業 に要する経費

イ 全体計画調査、付帯施設整 当該事業に要する 備又は林内歩道等整備

業主体にあっ ては市町村及 び森林所有者 と森林整備に 関する協定を 締結したもの に張る。) 市町村、森林 所有者、森林 組合等、森林 所有者団体及 び森林経営計 画認定者

標準経費の十分の 十以内

標準経費の十分の 九(地ごしらえの うち知事が別に定 めるものに係るも のにあっては、十 分の十)以内

標準経費の十分の 十以内

市町村

経費の十分の七以

(766) 平成30 (2018) 年 9 月25日	火曜日 栃 木 県 公 報		第3024号
	八 用地等取得口 共生環境整備	を 経動の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	備又は林内歩道等整備イ 全体計画調査、付常施設整掲げる事業に要する経費事業実施要領に基づき行う次に金実施要領及び栃木県造林補助認定者が農山漁村地域整備交付森林所有者団体、森林経営計画合等、特定非営利活動法人等、市町村、森林所有者、森林組	検費の十分の七以当該事業に要する	
	ハ 用地等取得口 共生環境整備	内 理 を の を が が が が が が が が が が が が が	
	付帯施設等整備に要する経費に基づき行う特定林地改良又はは基づき行う特定林補助事業実施要領漁村地域整備交付金実施要領及合等又は森林所有者団体が農山市町村、森林所有者、森林組四便整備事業	八・五以内標準経費の十分の	林所有者团体組合等及び森所有者、森林所有者、森林市町村、森林
	森林所有者団体、森林経営計画合等、特定非営利活動法人等、市町村、森林所有者、森林組織設等整備に要する経費施設等整備に要する経費育問伐、間伐、更新伐又は付帯倒木起こし、枝打ち、除伐、保工造林、樹下植栽等、下刈り、付金実施要領及び栃木県造林補口は対農山漁村地域整備交び栃木県造林補	以内を定額の十分の四	排

日 付帯施設等整備 ボコンテナ苗の植栽 同 地ごしらえ及び少花粉スる。) のを一体的に行うものに限 大 花粉発生源植替え((り及び繋出集費 薬に要する経費 薬に基づき行うがに掲げる事 領及び栃木県造林補助事業実施 鼠定者又は特定間伐等実施をが 認定者又は特定間伐等実施者が	以内	付施定画間け等森有人は土間に伐たの林者等ら体役お等者認辞の、れた等い促、定営団森たびのて維持を計る権がは、対けは、金融を開業を対けなるののは、金融を対し、金融を対し、金融を対し、金融を対し、金融を対し、
---	----	---

環境森林部の部森林整備課の款造林事業補助金の項を削る。

(林業木材産業課)

栃木県告示第497号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年 9 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 居宅介護事業者

指定	居宅介	護 事 業 者	居宅介	護事業所	居宅介護の
年月日	名称	主たる事務所 の 所 在 地	名 称	所 在 地	種類
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局足利 北店	足利市新山町 2233-1	居宅療養管理指 導
平 成 29 (2017) 年 9月1日	嶋﨑 勝典	栃木市片柳町 5- 11-9	とちぎ診療所	栃木市片柳町 5- 11-9	訪問看護 訪問リハビリ テーション
平 成 29 (2017) 年 2月1日	医療法人社団みこころ会	栃木市大平町西水 代1931-3	清水歯科クリニック	栃木市大平町西水 代1931-3	居宅療養管理指導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局栃木 インター店	栃木市箱森町38- 63	居宅療養管理指導

平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局千渡店	鹿沼市千渡1754- 4	居宅療養管理指 導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局今市店	日光市瀬尾49-2	居宅療養管理指導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局矢板南店	矢板市木幡1563- 1	居宅療養管理指導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局大田 原西店	那須塩原市緑 1- 8-44	居宅療養管理指導
平 成 30 (2018) 年 8月1日	株式会社フレンド	小山市羽川 524- 2	株式会社フレン ド南河内調剤薬 局	下野市祇園 1-25- 4	居宅療養管理指導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局自治 医大店	下野市祇園1-8	居宅療養管理指導
平 成 30 (2018) 年 8月1日	株式会社フレンド	小山市羽川 524- 2	フレンド薬局自 治医大駅前店	下野市医大前 3-2-18	居宅療養管理指導
平 成 30 (2018) 年 8月1日	株式会社フレン ド	小山市羽川 524- 2	株式会社フレン ド自治医大前し もつけ調剤薬局	下野市祇園 1-10- 3	居宅療養管理指導

2 介護予防事業者

指 定	介 護 予	防 事 業 者	介 護 予	防事業所	介護予防の
年月日	名称	主たる事務所 の 所 在 地	名 称	所 在 地	種類
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局足利北店	足利市新山町 2233-1	介護予防居宅療 養管理指導
平 成 29 (2017)年 9月1日	嶋﨑 勝典	栃木市片柳町 5- 11-9	とちぎ診療所	栃木市片柳町 5- 11-9	介護予防訪問看 護 介護予防訪問リ ハビリテーション 介護予防居宅療 養管理指導
平 成 29 (2017) 年 2月1日	医療法人社団みこころ会	栃木市大平町西水 代1931-3	清水歯科クリニック	栃木市大平町西水 代1931-3	介護予防居宅療 養管理指導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局栃木 インター店	栃木市箱森町38- 63	介護予防居宅療 養管理指導

平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局千渡店	鹿沼市千渡1754- 4	介護予防居宅療 養管理指導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局今市店	日光市瀬尾49-2	介護予防居宅療 養管理指導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局矢板南店	矢板市木幡1563- 1	介護予防居宅療 養管理指導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局大田 原西店	那須塩原市緑 1- 8-44	介護予防居宅療 養管理指導
平 成 30 (2018) 年 8月1日	株式会社フレン ド	小山市羽川524-2	株式会社フレン ド南河内調剤薬 局	下野市祇園 1-25- 4	介護予防居宅療 養管理指導
平 成 30 (2018) 年 7月30日	株式会社カワチ 薬品	小山市大字卒島 1293番地	カワチ薬局自治 医大店	下野市祇園 1-8	介護予防居宅療 養管理指導
平 成 30 (2018) 年 8月1日	株式会社フレンド	小山市羽川524-2	フレンド薬局自 治医大駅前店	下野市医大前 3-2-18	介護予防居宅療 養管理指導
平成 30 (2018) 年 8月1日	株式会社フレン ド	小山市羽川524-2	株式会社フレン ド自治医大前し もつけ調剤薬局	下野市祇園 1-10- 3	介護予防居宅療 養管理指導

(保健福祉課)

栃木県告示第498号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30(2018)年9月25日から同年10月24日まで 一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 9 月 25日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 羽生田上蒲生線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
177	前	下都賀郡壬生町大字助 下都賀郡壬生町大字助		$37.0 \sim 37.0$	26.0		
177	後	下都賀郡壬生町大字助 下都賀郡壬生町大字助		$37.0 \sim 37.0$	26.0		
177	前	下都賀郡壬生町大字助 下都賀郡壬生町大字助		$35.2 \sim 78.6$	287.0		

	後	下都賀郡壬生町大字助谷944-2から 下都賀郡壬生町大字助谷631-1まで	35.2~48.9	287.0	
177	前	下都賀郡壬生町大字助谷609-5から 下都賀郡壬生町大字助谷609-5まで	47.8~47.8	18.5	
177	後	下都賀郡壬生町大字助谷609-5から 下都賀郡壬生町大字助谷609-5まで	47.8~47.8	18.5	
177	前	下都賀郡壬生町大字国谷588-1から 下都賀郡壬生町大字国谷763-1まで	42.5 ~ 66.2	471.0	
177	後	下都賀郡壬生町大字国谷588-1から 下都賀郡壬生町大字国谷763-1まで	32.9 ~ 56.6	471.0	

栃木県告示第499号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30(2018)年9月25日から同年10月24日まで 一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 9 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線	名	供	用	開	始	0)	X	問	供用開始の期日
68	主要地力宇都宮向									平成30 (2018) 年 9月27日

(道路保全課)